



事務連絡
平成 23 年 7 月 12 日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う
医薬品の長期処方 of 自粛及び分割調剤の考慮について (その 2)

今般の震災に際し、これまでの関係の皆様のご協力に改めて感謝いたします。

震災の影響により、一部の医療用医薬品（以下「医薬品」という。）の安定供給に支障が生じたため、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方 of 自粛及び分割調剤の考慮について」（平成 23 年 3 月 17 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、保険医療機関及び保険薬局（以下「医療機関等」という。）に協力を要請したところ です。

その後、生産設備の復旧、生産拠点の変更、緊急輸入の対応、また、5 月 20 日の震災対応に係る薬価基準への追加収載の実施などにより現在では多くの医薬品の安定供給が確保されつつある状況であることから、一部の医薬品を除き、長期処方 of 自粛及び分割調剤の考慮に係る要請を 7 月 31 日をもって終了することといたしますので貴管下の医療機関等に対し、周知をお願いします。

なお、学会、企業又は卸売販売業者が、個別に医療機関等に対して供給調整の案内等を行っている一部の医薬品については、安定供給が確保されるまでの間、引き続き、患者への最適な医療を確保しつつも、当面、医薬品の長期処方 of 自粛あるいは分割調剤の考慮など、必要最小限の最適な処方・調剤を行うよう、併せて貴管下の医療機関等に対し、周知をお願いします。